

浜松市文化財保存活用地域計画の策定について（中間報告）

1 計画の目的

本市の文化財の保存活用に関するマスタープラン及び今後10年間を目安としたアクションプランを策定することを目的とする【別紙1】。

2 背景

文化財保護法の改正（平成31年）により、市町村が保存活用地域計画を作成し、国へ認定申請ができるようになった。計画認定後は補助金の交付が円滑になるなど、優遇措置が受けられる。

3 経緯

- 平成30年度～ 歴史的風致維持向上計画（土地政策課、文化財課）の策定作業開始  
文化財保存活用マスタープランの必要性が浮上
- 平成31年度～ 計画策定に関する情報収集、基本方針の検討を開始  
文化庁と計画策定に関する事前協議を継続中

4 文化財保存活用の基本方針 【別紙2】

- 〔調査研究〕 文化財の特徴や地域で育まれた意味を明確にし、新たな価値づけに努めるとともに、調査研究機能を充実させる。
- 〔保護修復〕 文化財の指定・登録・認定制度を活用し、バランスのとれた保護事業や保存修理事業を推進するとともに、防災・防犯の体制を整える。
- 〔公開活用〕 教育や観光、産業など、多様な分野で文化財を活用するための情報公開に取り組み、史跡整備などを通じて広く文化財に触れられる機会を提供する。
- 〔協働創造〕 個人や様々な組織と連携を図り、地域総がかりで文化財の継承を進めるとともに、市民や関連団体の活動を応援し、新たな文化創造を推奨する。

5 関連文化財群と文化財保存活用区域 【別紙3】

個別の文化財をまとめ、歴史・文化のストーリー性を重視して活用するため、4つの「関連文化財群」を設定する。また、重要な文化財が集中する地域を中心に4つの「文化財保存活用区域」を設け、本市の歴史・文化を代表する地域として相応しい整備を進める。

6 今後の予定

- 令和2年度 文化財保存活用区域が所在する区の協議会における協議、所有者や関係団体への説明及びパブリックコメントを実施、文化庁との協議を経て年度末に計画策定
- 令和3年度 国認定申請

### 文化財保存活用地域計画の位置づけ

文化財保存活用地域計画は、本市の文化財施策に係る総合計画。計画策定中の歴史的風致維持向上計画（歴史まちづくり計画）と内容の整合を図るとともに、個別文化財の保存活用計画の策定を進め、着実な文化財の次世代継承を目指す。



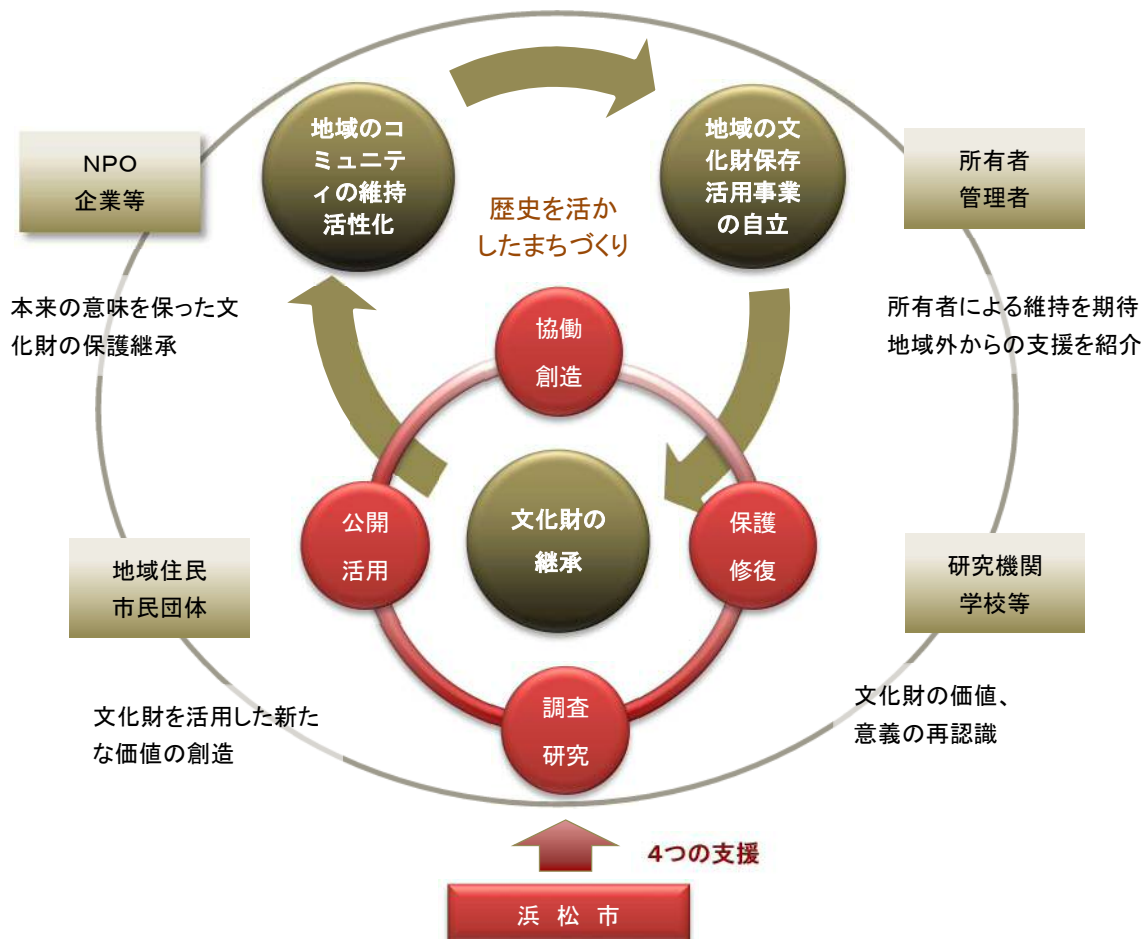
文化財保存活用地域計画：市町村が策定する文化財保存活用の総合計画。国の認定により、優遇措置が受けられる。【根拠法令：文化財保護法、主管課：文化財課】

歴史まちづくり計画：法律に基づき、歴史的風致の維持向上を目指す市町村が策定する。文部科学省、農林水産省、国土交通大省の認定を経て国からの支援が得られる。【根拠法令：歴史まちづくり法（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）、主管課：土地政策課、文化財課】

個別文化財の保存活用計画：史跡名勝天然記念物や建造物など、物件ごとに定める保存活用の基本方針。国の認定により、優遇措置が受けられる。【根拠法令：文化財保護法、作成主体：個別の文化財所有者・管理者（文化財課含）】

## 本市における文化財保存活用の基本方針

本市は、文化財に係るコミュニティの維持と地域の再生を応援するため、文化財保存活用に関する4つの支援を進める。



### ●調査研究

- ▶文化財の特徴や地域で育まれた意味を明確にし、新たな価値づけに努めます。
- ▶文化財の意義を効果的に伝えるため、調査研究機能の充実を図ります。

### ●保護修復

- ▶文化財の指定・登録・認定制度を活用し、バランスのとれた保護事業を推進します。
- ▶所有者等と協力して文化財の保存修理事業を推進し、文化財の保護に努めます。
- ▶所有者と地域、関連団体が連携する文化財防災の体制を整え、災害に備えます。

### ●公開活用

- ▶教育や観光、産業等、多様な分野で文化財を活用できるよう、情報公開に取り組みます。
- ▶文化財保存活用計画の策定を進め、広く文化財に触れられる機会を提供します。
- ▶史跡整備をはじめとした歴史まちづくり事業を通じ、郷土への愛着向上に努めます。

### ●協働創造

- ▶文化財を通じた都市部と中山間地、三遠南信地域の交流を全市的に支援します。
- ▶市民や関連団体等との協力を深め、地域総がかりで文化財の継承に努めます。
- ▶文化財ボランティアや関連団体等の活動を応援し、新たな文化創造を推奨します。

関連文化財群と文化財保存活用区域

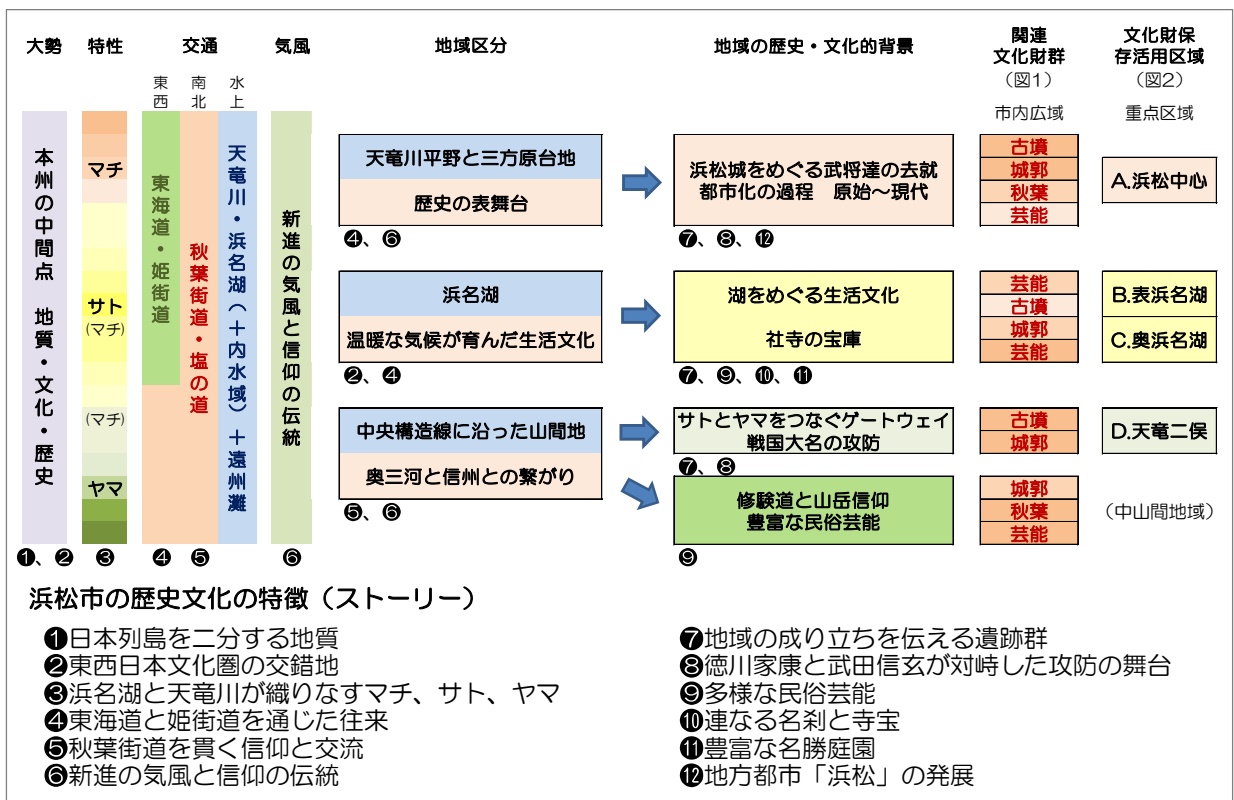


図1 関連文化財群

(1:古墳、2:民俗芸能、3:城郭、4:秋葉信仰)

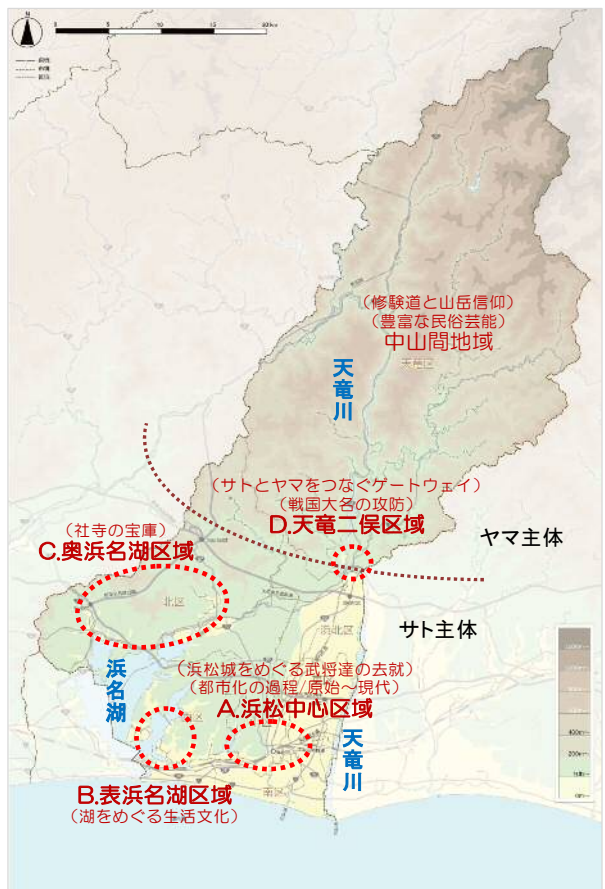


図2 文化財保存活用区域